

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年2月18日（火）

（案件名）

- ・ 令和元年度国の予算等貸付金債に係る同意等について（決裁案件）
（根拠法令は別紙）

担 当

自治財政局地方債課

能見課長補佐（内23473）

令和元年度 国の予算等貸付金債に係る同意等について

1 概要

- 国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。
- これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であることから、地方債として処理する必要がある。

2 協議等手続

- 国の予算等貸付金債は、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保されるものであり、資金配分調整及び同意等予定額通知は不要となることから簡易協議の対象とならず、個別に協議を行うこととされている。（地方債同意等基準第二の三の1）
- 地方団体からの協議等については、簡易協議手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに同意等を行う。（地方債同意等基準運用要綱第五の六の2）

3 地方債計画及び同意等額

(1) 通常収支分（予備費分含む）

（単位：億円）

区分		計画額 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
合計		286	249	3	252	34
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	239	1	240	—
	市町村・ 特別区分	—	10	2	12	—

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業分）

（単位：億円）

区分		計画額 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
合計		5	1	0.1	1	4
内訳	都道府県・ 指定都市分	—	1	0.1	1	—
	市町村・ 特別区分	—	—	—	—	—

※1 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 計画額（改正後）は、予備費（令和元年11月8日閣議決定分）使用に伴う地方債計画改正後の額。

※3 既同意等額には届出分（1月分まで）を含む。（国の予算等貸付金債は、平成28年度より届出の対象）

【参考：事業区分】

(1) 通常収支分(予備費分含む)

(単位：億円、%)

	計画額 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	執行率
中小企業高度化資金貸付金	97	155.3	0.9	156.2	161.0%
土地区画整理組合等貸付金	1	0.3	—	0.3	30.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	31	10.1	0.4	10.4	33.7%
災害援護資金貸付金	7	—	0.02	0.02	0.3%
都市開発資金貸付金	12	11.6	—	11.6	96.7%
市街地再開発組合等貸付金	4	3.1	—	3.1	77.3%
埠頭整備等資金貸付金	85	36.2	—	36.2	42.5%
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	7.5	—	7.5	83.4%
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	—	0.1	0.1	10.4%
日本政策金融公庫資金貸付金	35	25.1	1.5	26.6	76.0%
連続立体交差資金貸付金	1	0.3	—	0.3	25.0%
電線敷設工事資金貸付金	1	—	—	—	—
賑わい増進事業資金貸付金	1	—	—	—	—
特定連絡道路工事資金貸付金	1	0.1	—	0.1	5.0%
合 計	286	249.4	2.9	252.3	88.2%

(2) 東日本大震災分(復旧・復興事業分)

(単位：億円、%)

	計画額 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	執行率
災害援護資金貸付金	5	0.6	0.09	0.7	13.1%
合 計	5	0.6	0.09	0.7	13.1%

※1 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 計画額(改正後)は、予備費(令和元年11月8日閣議決定分)使用に伴う地方債計画改正後の額。

※3 既同意等額には届出分(1月分まで)を含む。(国の予算等貸付金債は、平成28年度より届出の対象)

4 スケジュール

2月18日(火) 財務省正式協議

2月25日(火) 同意等予定

令和元年度 国の予算等貸付金債 同意等額(第2回定例協議分)

(単位:百万円)

		都道府県・指定都市			市町村・特別区			合計		
		同意	許可	計	同意	許可	計	同意	許可	計
1	北海道		75.000	75.000	72.900		72.900	72.900	75.000	147.900
2	青森県									
3	岩手県									
4	宮城県									
5	秋田県									
6	山形県									
7	福島県	7.067		7.067	35.246		35.246	42.313		42.313
8	茨城県	1.667		1.667	17.700		17.700	19.367		19.367
9	栃木県									
10	群馬県									
11	埼玉県	35.000		35.000				35.000		35.000
12	千葉県				1.700		1.700	1.700		1.700
13	東京都									
14	神奈川県									
15	新潟県									
16	富山県									
17	石川県				40.000		40.000	40.000		40.000
18	福井県				2.400		2.400	2.400		2.400
19	山梨県									
20	長野県									
21	岐阜県									
22	静岡県									
23	愛知県									
24	三重県				0.100		0.100	0.100		0.100
25	滋賀県									
26	京都府									
27	大阪府									
28	兵庫県									
29	奈良県									
30	和歌山県									
31	鳥取県									
32	島根県									
33	岡山県									
34	広島県									
35	山口県									
36	徳島県									
37	香川県									
38	愛媛県									
39	高知県									
40	福岡県									
41	佐賀県									
42	長崎県									
43	熊本県									
44	大分県									
45	宮崎県									
46	鹿児島県									
47	沖縄県				10.400		10.400	10.400		10.400
48	札幌市									
49	仙台市	0.334		0.334				0.334		0.334
50	さいたま市									
51	千葉市									
52	横浜市									
53	川崎市									
54	相模原市									
55	新潟市									
56	静岡市									
57	浜松市									
58	名古屋市									
59	京都市									
60	大阪市									
61	堺市									
62	神戸市									
63	岡山市									
64	広島市									
65	北九州市									
66	福岡市									
67	熊本市									
68	特別区									
	合計	44.068	75.000	119.068	180.446		180.446	224.514	75.000	299.514

	中小企業高度化資金貸付金 (通常収支分)			母子父子寡婦福祉資金貸付金 (通常収支分)			災害援護資金貸付金 (通常収支分)			沖縄振興開発金融公庫資金貸付金 (通常収支分)		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1 北海道	75.000		75.000									
2 青森県												
3 岩手県												
4 宮城県												
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県					35.246	35.246						
8 茨城県		17.700	17.700									
9 栃木県												
10 群馬県												
11 埼玉県												
12 千葉県								1.700	1.700			
13 東京都												
14 神奈川県												
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県												
18 福井県												
19 山梨県												
20 長野県												
21 岐阜県												
22 静岡県												
23 愛知県												
24 三重県												
25 滋賀県												
26 京都府												
27 大阪府												
28 兵庫県												
29 奈良県												
30 和歌山県												
31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県												
34 広島県												
35 山口県												
36 徳島県												
37 香川県												
38 愛媛県												
39 高知県												
40 福岡県												
41 佐賀県												
42 長崎県												
43 熊本県												
44 大分県												
45 宮崎県												
46 鹿児島県												
47 沖縄県											10.400	10.400
48 札幌市												
49 仙台市												
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 横浜市												
53 川崎市												
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市												
58 名古屋市												
59 京都市												
60 大阪市												
61 堺市												
62 神戸市												
63 岡山市												
64 広島市												
65 北九州市												
66 福岡市												
67 熊本市												
68 特別区												
計	75.000	17.700	92.700		35.246	35.246		1.700	1.700		10.400	10.400

	日本政策金融公庫資金貸付金 (通常収支分)			災害援護資金貸付金 (通常収支分・予備費分)			災害援護資金貸付金 (東日本大震災分)			合計		
	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計	都道府県分	市町村分	計
1	北海道		72.900							75.000	72.900	147.900
2	青森県											
3	岩手県											
4	宮城県											
5	秋田県											
6	山形県											
7	福島県						7.067	7.067	7.067	35.246	42.313	
8	茨城県						1.667	1.667	1.667	17.700	19.367	
9	栃木県											
10	群馬県											
11	埼玉県	35.000	35.000							35.000		35.000
12	千葉県										1.700	1.700
13	東京都											
14	神奈川県											
15	新潟県											
16	富山県											
17	石川県		40.000	40.000							40.000	40.000
18	福井県		2.400	2.400							2.400	2.400
19	山梨県											
20	長野県											
21	岐阜県											
22	静岡県											
23	愛知県											
24	三重県		0.100	0.100							0.100	0.100
25	滋賀県											
26	京都府											
27	大阪府											
28	兵庫県											
29	奈良県											
30	和歌山県											
31	鳥取県											
32	島根県											
33	岡山県											
34	広島県											
35	山口県											
36	徳島県											
37	香川県											
38	愛媛県											
39	高知県											
40	福岡県											
41	佐賀県											
42	長崎県											
43	熊本県											
44	大分県											
45	宮崎県											
46	鹿児島県											
47	沖縄県										10.400	10.400
48	札幌市											
49	仙台市				0.334	0.334				0.334		0.334
50	さいたま市											
51	千葉市											
52	横浜市											
53	川崎市											
54	相模原市											
55	新潟市											
56	静岡市											
57	浜松市											
58	名古屋市											
59	京都市											
60	大阪市											
61	堺市											
62	神戸市											
63	岡山市											
64	広島市											
65	北九州市											
66	福岡市											
67	熊本市											
68	特別区											
	計	35.000	115.400	150.400	0.334	0.334	8.734	8.734	119.068	180.446	299.514	

根拠条文等

1 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～10（略）

11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六（略）

2～3（略）

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

5～6（略）

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

2 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの

二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）

2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可又は同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。
- 5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（抄）

(地方債の起債の許可)

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2～3（略）

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）（抄）

(財政再生団体に係る地方債の許可手続)

第十四条（略）

- 2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

(5) 令和元年度地方債同意等基準（令和元年総務省告示第149号）（抄）

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

- (一) 一般会計債
- (二) 公営企業債
- (三) 被災施設借換債

四 国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

(五) 補正予算債

三 簡易協議手続に関する事項

1 簡易協議

(2) 簡易協議の対象

二の1の(一)から(三)まで、(五)及び(六)、二の2の(一)、(二)の(1)から(3)まで、(三)及び(五)に掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

(3) 簡易協議の対象とならない地方債

(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

(6) 令和元年度同意等基準運用要綱（令和元年4月1日総務副大臣通知）（抄）

第五 その他の留意事項

六 国の予算等貸付金債

1 国の予算等貸付金債の対象事業は、主として次に掲げるものであること。

(1) 通常収支分

ア 中小企業高度化資金貸付金

イ 土地区画整理組合等貸付金

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

エ 災害援護資金貸付金

オ 都市開発資金貸付金

カ 市街地再開発組合等貸付金

キ 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金

ク 埠頭整備等資金貸付金

ケ 公害防止資金貸付金

コ 農業共済資金貸付金

サ 木材産業等高度化推進資金貸付金

シ 沿道整備資金貸付金

ス 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金

セ 農地保有合理化促進対策資金貸付金

ソ 就農支援資金貸付金

タ 日本政策金融公庫資金貸付金

チ 連続立体交差資金貸付金

ツ 都市環境維持・改善事業資金貸付金

テ 地域商店街活性化高度化資金貸付金

ト 電線敷設工事資金貸付金

ナ 賑わい増進事業資金貸付金

ニ 特定連絡道路工事資金貸付金

(2) 東日本大震災分（復旧・復興事業）

災害援護資金貸付金

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行うものであること。

※ 各貸付金の根拠条文は省略